



償 還 猶 予 申 出 書

育児休業等による無給休職となった場合、償還猶予を希望する場合、猶予開始希望月の前月末までに所属所を通じて提出します。
ただし、無給休職者で傷病手当金および傷病手当金附加金を受給している期間は、償還の猶予はできません。

平成 年 4 月 1 日

公立学校共済組合鹿児島支部長 殿

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金の償還猶予を希望しますので、下記により申し出ます。

記

所属所コード	2	3	4	5	6	7	職員番号 (右詰めで記入)	7	6	5	4	3	2	
償還猶予事由 (番号を○で囲む)	① 育児休業 2 疾病による無給休職（傷病手当金等の支給を受けている期間を除く） 3 住宅等の被災（住宅、住宅災害及び介護構造部分に係る貸付けのみ） 4 介護休暇 5 配偶者同行休業													
償還猶予期間 (注1)	平成 年 5 月 1 日から平成 年 4 月 30 日													
借受中の全貸付けに係る償還猶予額	貸付種別	借受中の貸付金の1回当たりの償還額					償還猶予期間内の償還猶予総額(注2)							
		毎月償還					ボーナス償還							
	一般貸付					円							円	
	住宅災害貸付					円							円	
	住宅貸付					円							円	
	教育貸付					円							円	
	災害貸付					円							円	
	医療貸付				9,318	円				55,620	円			223,056 円
	結婚貸付					円							円	
	葬祭貸付					円							円	
介護構造貸付				9,318	円				55,620	円			223,056 円	
合計					円								円	
償還猶予額の返済方法 (番号を○で囲み、年月を記入)	① 定期償還と併せて均等額で返済する〔給与控除〕 (平成 年 5 月から平成 年 4 月まで) 2 一回で返済する (平成 年 月に払込予定) 3 二回に分割して返済する (平成 年 月と平成 年 月に払込予定)													
申 出 人	所属所名	鹿児島市立共済小学校 (TEL) 099-222-1111												
	現住所	〒 890-8566 鹿児島市共済町2-2 (TEL) 099-111-2222												
職名	教諭	氏名	共済 春子											
上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。														
平成 年 4 月 15 日														
所属所長 職名 校長														
氏名 鹿児島 一郎														

(注1) この申出書は、猶予開始年月日の前月末（休日の場合は前日）までに共済組合に提出してください。ただし、12月については、ボーナス返済分から猶予を希望する場合は、11月10日までに提出してください。

(注2) 償還猶予期間に、本来、返済すべき貸付金償還額の総額を記入してください。